

■耐震化の促進に向けた取り組み方針・施策

■ 耐震化の促進に向けた取り組み方針		■ 耐震化に向けた施策	
		基本方向	施策内容
優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	市庁舎、学校及び児童館等の公共施設が地震などにより被災すると、利用者等の安全確保、市民等の避難及び物資の供給等に支障をきたすことになります。 このような施設においては、今後、個別整備計画の策定を行い、整備計画に基づき、計画的に耐震性の向上を図ります。	1. 耐震診断及び耐震改修を図るための施策	(1) 耐震診断・改修を図るための支援 a. 耐震診断の実施 b. 住宅の耐震改修に係る費用の助成 c. 耐震改修税制の周知 (2) 地震時に確保すべき道路の指定
災害に強いまちづくりの推進	災害による被害を最小限にとどめるため、地域の災害特性を考慮した都市防災化事業の推進や都市施設整備など、災害に強いまちづくりを推進します。	2. 啓発及び知識の普及に関する事項	(1) 地震防災マップの公表・更新 (2) 相談体制の充実 (3) 総合的な建築物の安全対策の推進
地域における取り組み方針	地震などによる災害に備え、市民ひとりひとりが参加する自主防災組織活動の推進、市職員や防災関係職員、市民や事業所に対する防災知識の普及・啓発、ボランティアの育成支援等を実施し、市や防災機関、市民、事業所等が一体となつた災害に強い組織・ひとづくりを推進します。	3. 耐震改修促進法及び建築基準法による指導	(1) 耐震改修促進法に基づく指導等 (2) 建築基準法に基づく勧告または命令

留萌市では、防災の対策について皆さんをサポートする体制を整えています。

留萌市防災ガイド・マップを活用ください。

「留萌市防災ガイドマップ」では、避難所の場所や津波浸水予測図等を地図で示すとともに、住宅の耐震化といった地震対策の方法など災害に対する備えを分かりやすくまとめたものです。

「留萌市防災ガイドマップ」は下記の相談窓口で配布しているほか、
市のホームページ
http://e-rumoi.jp/soumu/bousai-hp/rmbosai_HP/index.html
で見ることができます。



相談窓口・無料耐震診断の紹介

現時点で、北海道の無料耐震診断、耐震改修した場合の固定資産税の減額制度等の支援策があります。

市のお問い合わせください。

留萌市役所 都市環境部 建築住宅課

留萌市幸町1丁目11

TEL: 0164-42-2025 FAX: 0164-42-7865

■計画の背景

留萌市では、平成23年2月に「留萌市耐震改修促進計画」を策定し、公共施設の耐震改修、民間建築物の耐震化に対する普及啓発等を行ってきました。

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定を超える巨大な地震・津波により多くの人命が失われ、甚大な被害をもたらしたことから、国では、平成25年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という）」を改正し、地震に対する安全性の向上を一層促進することとしています。

「留萌市耐震改修促進計画」は平成27年度で計画期間が終了していることから、国や道の目標を踏まえた計画の見直しを行います。

■計画の目的

本計画は、住宅・建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震による建築物の倒壊被害から市民の生命及び財産に対する被害を未然に防止することを目的とします。

留萌市 耐震改修 促進計画

概要版

■住宅・建築物の耐震化の目標

耐震化の現状			
建築物の種類	総数(a)	耐震性を有する建築物(b)	耐震化率(b/a)
住宅	12,910戸	9,502戸	74%
多数の市民が利用する建築物※	95施設 公共 49 民間 46	73施設	77%

平成32年耐震化の目標				
建築物の種類	総数	耐震を有する建築物	耐震改修必要戸数	耐震化率[目標]
住宅	12,860戸	12,217戸	2,495戸	95%
多数の市民が利用する建築物※	95施設	91施設	18施設	95%

（平成28年現在の推計値）

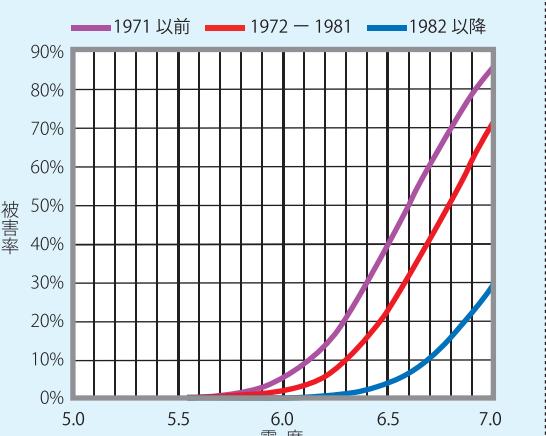
※ 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定める規模以上のもの

耐震性を有する建築物とは

現在の耐震基準の原型は昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法によるもので、それ以前の耐震基準が「旧耐震基準」、それ以降は「新耐震基準」と呼ばれています。

昭和55年以前（旧耐震基準）で建てられた建築物は、昭和56年以後（新耐震基準）に建てられた建築物に比べて全壊率・半壊率が高く、例えば木造建物（冬以外）で計測震度が6.7（震度7）の場合に、昭和56年以後（新耐震基準）は約1割が全壊、昭和47～56年以前の建物（旧耐震基準）は約4割が全壊すると想定しています。

「耐震性を有する建築物」とは、「新耐震基準」に沿って建てられた建築物、「旧耐震基準」で建てられたものの耐震改修を実施した建築物、もしくは耐震診断の結果から一定の耐震性を有すると判断された建築物を示します。



国においては、平成32年度までに住宅及び多数利用建築物の耐震化率を少なくとも95%にすることを目標としています。

北海道耐震改修促進計画においても、国と同様に住宅及び多数利用建築物の耐震化率を、平成32年度までに少なくとも95%にすることを目標としています。

留萌市においても、国や道計画との整合性を図り、住宅及び多数利用建築物の耐震化率を平成32年度までに95%と定め、より一層の耐震化の促進に取り組みます。

耐震化の目標

■留萌市で想定される地震の想定

「北海道耐震改修促進計画」では、海域で発生する海溝型(プレート境界)地震と、陸域などで発生する内陸型(地殻内)地震に大別して30の地震を想定しています。

留萌市においては、想定地震のうち以下の地震において最大震度が6強以上になると想定されます。

1.「増毛山地東縁断層帯地震」

2.「留萌沖の地震」

■留萌市で想定される地震が発生した場合の建物の被害

1.「増毛山地東縁断層帯地震」

		人的被害(人)		建物被害	
最大震度	震度段階	死者	重軽傷者	全壊棟数	半壊棟数
6.7	7	19	330	620	1,306

「増毛山地東縁断層帯の地震」が発生した場合、死者19人、重軽傷者330人、また建物被害は全壊620棟、半壊1,306棟となることが想定されています。

2.「留萌沖の地震」

		人的被害(人)		建物被害	
最大震度	震度段階	死者	重軽傷者	全壊棟数	半壊棟数
6.1	6強	5	83	74	373

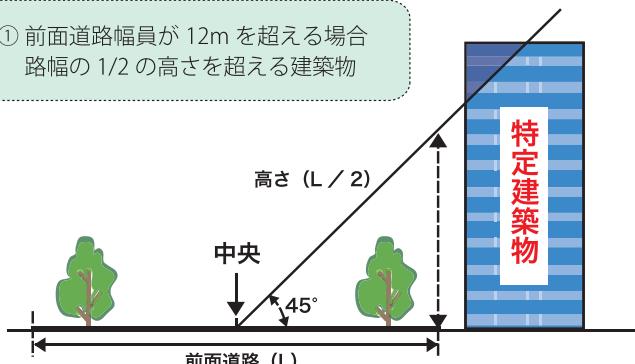
■地震時に通行を確保すべき道路

北海道は、地震直後から発生する避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、地震時に通行を確保すべき道路(以下緊急輸送道路といいます。)を指定しています。

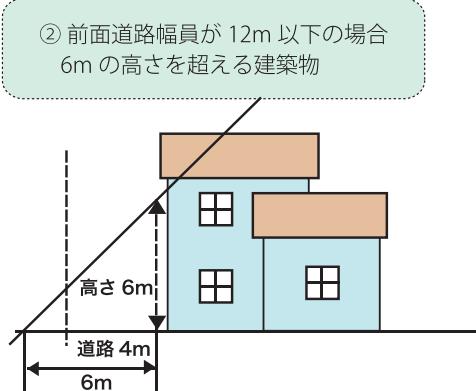
留萌市においては、国道231、232号(オロロンライン)、233号(留萌国道)が第1次緊急輸送道路、道道22号が第2次緊急輸送道路として指定を受けています。

緊急輸送道路沿道の建築物で、下図のような全面道路に対し一定の高さを有するもので、道路を閉塞させるおそれのある昭和56年5月以前の建築物は、耐震化を図るよう求められています。

①前面道路幅員が12mを超える場合
路幅の1/2の高さを超える建築物

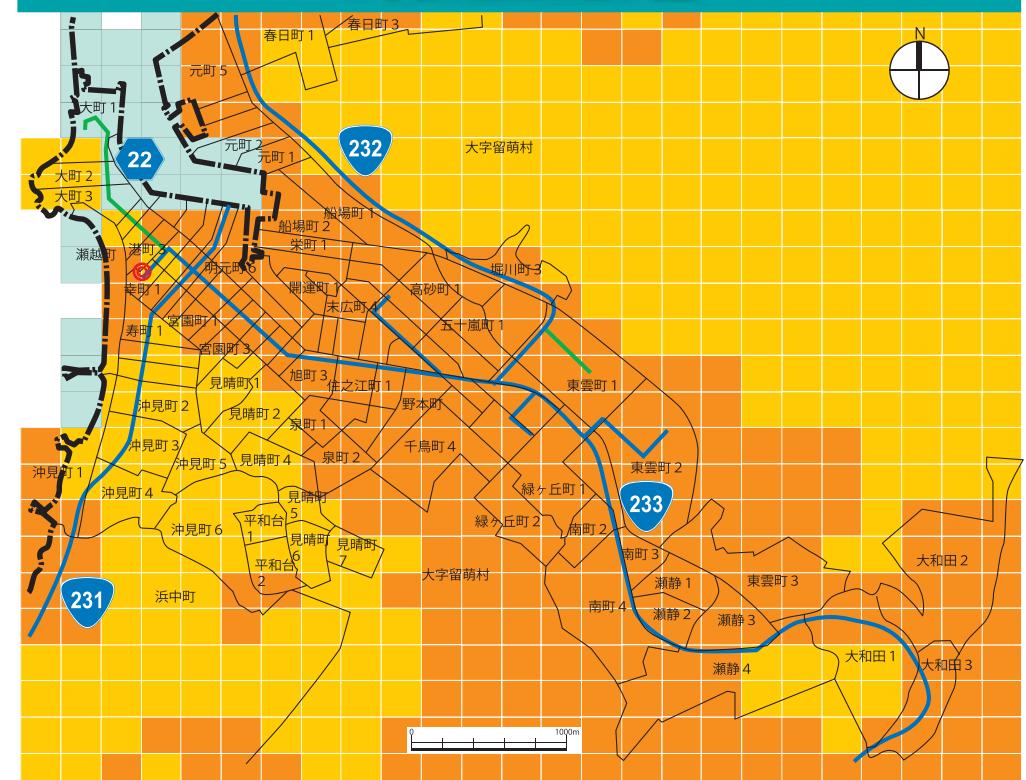


②前面道路幅員が12m以下の場合
6mの高さを超える建築物



■留萌市・ゆれやすさマップ

1. 増毛山地東縁断層帯地震



2. 留萌沖の地震

